

## 令和6年第8回我孫子市農業委員会総会会議録

### 1. 日時場所

令和6年8月8日（木）午後2時00分

我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

### 2. 委員の現在数

10名

### 3. 出席委員

1番 正木善昭

2番 大井栄一

3番 中野 栄

4番 三須清一

5番 宮久保 勝

6番 森 茂

7番 川村泉治

8番 根本博

9番 大炊三枝子

10番 田口 忠

### 4. 出席事務局職員

局長 大井一郎

次長補佐 鈴木光一

主任 片桐圭悟

主査 富塚隆則

### 5. 会議に付した議案等

#### 審議事項

議案第1号 農用地利用集積等促進計画の公告について

議案第2号 非農地判断について

議案第3号 我孫子市農地利用最適化推進委員規程の一部改正（案）について

#### 報告事項

報告第1号 農地法第4条（届出）について

報告第2号 農地法第5条（届出）について

報告第 3 号 農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）について

報告第 4 号 我孫子市農地利用最適化推進委員規程の一部改正について

**須清一会長** ただ今から令和6年第8回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。本日は、委員10名の出席をいただいておりますので、会議規則第8条により、会議は成立しております。

はじめに、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

会議規則第18条第2項の規定により、

3番 中野 栄委員

5番 宮久保 勝委員

よろしく願いいたします。

次に本日の書記には、事務局職員の片桐主任を指名します。

本日の議案について、事務局より説明をお願いします。

**事務局** それでは、議案書の目次をお開きください。

本日、ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第3号までの合計3議案についてです。

議案第1号「農用地利用集積等促進計画の公告について」14件、議案第2号「非農地判断について」1件、議案第3号「我孫子市農地利用最適化推進委員規程の一部改正（案）について」1件です。

以上で議案についての説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

**三須清一会長** 以上で、議案についての説明は終わりました。

これより、議事に入ります。

議案第1号「農用地利用集積等促進計画の公告について」審議します。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号「農用地利用集積等促進計画の公告について」次のとおり、促進計画案について審議を求める。

提出日 令和6年8月8日 我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは議案の説明をします。議案資料も1ページからとなります。

農用地利用集積等促進計画の公告は14件です。

整理番号1番、賃貸借権を設定する農地は、〇〇〇地先の地目田2筆、合計面積は5,793平方メートルです。

転貸人は公益社団法人千葉県園芸協会、受人は〇〇の農業者で、渡人も〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリー等米〇kgです。

整理番号2番、賃貸借権を設定する農地は、〇〇〇地先の地目田1筆、面積は2,256平方メートルです。

転貸人は公益社団法人千葉県園芸協会、受人は〇〇の農業者で、渡人も〇〇の方です。

借受期間は5年間、借賃は10アール当たりコシヒカリー等米〇kgです。

整理番号3番、賃貸借権を設定する農地は、〇〇〇地先の地目畑1筆、合計面積は1,709平方メートルです。

転貸人は公益社団法人千葉県園芸協会、受人は〇〇〇〇〇〇の農業者で、渡人は〇〇の方です。

借受期間は5年間、借賃は全面積で△△△△〇円相当額です。

整理番号4番、使用貸借権を設定する農地は、〇〇〇地先の地目畑2筆、合計面積は2,225平方メートルです。

転貸人は公益社団法人千葉県園芸協会、受人は〇〇〇〇〇〇の農業者で、渡人は〇〇の方です。

借受期間は5年間、借賃は無償です。

整理番号5番、使用貸借権を設定する農地は、〇〇〇地先の地目畑4筆、合計面積は4,934平方メートルです。

転貸人は公益社団法人千葉県園芸協会、受人は〇〇〇〇〇の農業者で、渡人は〇〇〇〇〇〇〇の方です。

借受期間は5年間、借賃は無償です。

整理番号6番、賃貸借権を設定する農地は、〇〇〇地先の地目田3筆、合計面積は9,204万平方メートルです。

転貸人は公益社団法人千葉県園芸協会、受人は〇〇の農業者で、渡人は〇〇〇の方です。

借受期間 10 年間、借賃は全面積でコシヒカリー等米〇kg です。

整理番号 7 番、賃貸借権を設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の地目畑 1 筆、面積は 670 平方メートルです。

転貸人は公益社団法人千葉県園芸協会、受人は合同会社くいしんぼう組、渡人は〇〇〇の方です。

借受期間は 5 年間、借賃は全面積で〇円です。

整理番号 8 番、賃貸借権を設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇地先の地目田 5 筆、〇〇〇字〇〇地先の地目田 1 筆、合計面積は 4,414 平方メートルです。

転貸人は公益社団法人千葉県園芸協会、受人は有限会社今井興業ライスセンターで、渡人は〇〇の方です。

借受期間は 5 年間、借賃は 10 アール当たりコシヒカリー等米〇kg です。

整理番号 9 番、賃貸借権を設定する農地は、〇〇地先の地目田 1 筆、面積は 3,127 平方メートルです。

転貸人は公益社団法人千葉県園芸協会、受人は有限会社今井興業ライスセンターで、渡人は〇の方です。

借受期間は 10 年間、借賃は 10 アール当たりコシヒカリー等米〇kg です。

整理番号 10 番、賃貸借権を設定する農地は、〇〇地先の地目田 2 筆、合計面積は 1,200 平方メートルです。

転貸人は公益社団法人千葉県園芸協会、受人は有限会社今井興業ライスセンターで、渡人は〇〇〇〇〇〇〇〇の方です。

借受期間は 10 年間、借賃は 10 アール当たりコシヒカリー等米〇kg です。

整理番号 11 番、賃貸借権を設定する農地は、〇〇〇〇字〇〇地先の地目田 1 筆、面積は 653 平方メートルです。

転貸人は公益社団法人千葉県園芸協会、受人は有限会社今井興業ライスセンターで、渡人は〇〇の方です。

借受期間は 10 年間、借賃は 10 アール当たりコシヒカリー等米〇kg です。

整理番号 12 番、賃貸借権を設定する農地は、〇〇地先の地目田 1 筆、面積は 1,625

平方メートルです。

転貸人は公益社団法人千葉県園芸協会で、受人は有限会社今井興業ライスセンターで、渡人は〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリー等米〇kgです。

整理番号13番、賃貸借権を設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の地目田1筆、面積は895平方メートルです。

転貸人は公益社団法人千葉県園芸協会で、受人は有限会社今井興業ライスセンターで、渡人は〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリー等米〇kgです。

整理番号14番、賃貸借権を設定する農地は、〇〇〇地先の地目田1筆、面積は3,006平方メートルです。

転貸人は公益社団法人千葉県園芸協会で、受人は有限会社今井興業ライスセンターで、渡人は〇〇〇〇〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリー等米〇kgです。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、第2調査会長から議案第1号の調査結果についての報告をお願いします。

**大炊三枝子調査会長** 議案第1号について調査結果を報告します。

整理番号1番の受人の経営面積は、借受地を含め約10.42ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間200日、妻も200日、子が200日と50日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号2番の受人の経営面積は、借受地を含め約16.28ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間300日、父も300日、母が200日、妻が30日、祖父が30日、祖母も30日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号3番及び整理番号4番の受人の経営面積は、借受地を含め約1.03ヘクタールで農業従事日数は、本人が年間320日、妻も320日です。

トラクター、耕運機を揃えています。

整理番号5番の受人の経営面積は、借受地のみ約0.49ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間250日、妻が80日、子が50日です。

トラクター、農用車、管理機等を揃えています。

整理番号6番の受人の経営面積は、借受地を含め約11.38ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間250日、妻が150日、子が30日、父が20日、母が10日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号7番の受人の経営面積は、借受地を含め約0.14ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間330日、妻が270日です。

トラクター、農用車、噴霧器等を揃えています。

整理番号8番から整理番号14番の受人の経営面積は、借受地を含め約26.28ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間269日、父が262日、弟が264日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第2調査会では、受人の経営農地の効率的な利用及び常時従事要件など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号、第3号の各要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって「意見なし」との判断に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより、議案第1号「農用地利用集積等促進計画の広告について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。

農用地利用集積等促進計画の広告について「意見なし」とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、原案どおり「意見なし」とすることとしました。

次に、議案第2号「非農地判断について」審議したいと思います。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の8ページをお開きください。

議案第2号「非農地判断について」次のとおり、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の申請があったので、審議を求める。

提出日 令和6年8月8日 我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは、議案の説明をします。議案資料は9ページとなります。

位置図は、議案資料の10ページになります。

申請地は、〇〇字〇〇地先の登記地目畑1筆、面積は1,561平方メートルです。

所有者は、平成6年に当該地を相続しましたが、農業の知識は持っておらず、また当時はフルタイムで勤めていたこともあり、農地の管理がされていなく30年が経過し、農地に復元することが著しく困難なため「非農地」について審議するものです。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 暫時休憩します。

(暫時休憩)

**三須清一会長** それでは再開いたします。

続いて、第2調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

**大炊三枝子調査会長** 議案第2号について、調査結果を報告します。

第2調査会で申請人立会いの下、現地を確認し審議しました。

当該地は平成6年に相続されてからほとんど農地として利用はされておらず、現在

は大木も何本か立っていて農地として復元することが困難であることを確認できました。

第2調査会で審査したところ、全員一致で非農地との結論に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより、議案第2号に対する質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号は原案どおり非農地として判断することとしました。

次に、議案第3号「我孫子市農地利用最適化推進委員規程の一部改正（案）について」審議します。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の9ページをお開きください。

議案第3号「我孫子市農地利用最適化推進委員規程の一部改正（案）について」、この会の意見を求めます。

提出日 令和6年8月8日 我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは議案の説明をします。

議案資料は14ページからとなります。

我孫子市農地利用最適化推進委員規定の様式第1号から第3号中の「印」を削るものです。

理由として、令和6年11月より我孫子市農業委員会委員の募集に向けて「我孫子市農業委員会委員の任命に関する規程」の一部を改正する必要があるとあり、法律改正に伴う条文を修正し、併せて様式中の押印を廃止することから、推進委員の規程もそれに合わせることにします。

事務局からは以上です。

**三須清一** これより議案第3号に対する質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより、議案第3号「我孫子市農地利用最適化推進委員規程の一部改正（案）について」採決します。

改正をすることに賛成の委員は、挙手をお願いします。

（挙手全員）

挙手全員と認め、議案第3号については、原案どおり改正することに決定いたしました。

続いて報告事項に移ります。

事務局報告をお願いします。

**事務局** それでは報告いたします。

報告は第1号から4号までの4件です。

報告第1号は「農地法第4条の規定による届出に対する専決処分について」で、2件受理しました。

届出事由は、駐車場が1件、長屋住宅が1件です。

報告第2号は「農地法第5条の規定による届出に対する専決処分について」で、6件受理しました。

届出事由は、住宅が4件、共同住宅が1件、老人ホームが1件です。

報告第3号「農地法第3条の3の規定による届出書について」で、1件受理しました。

届出事由は、相続です。

報告第4号は「我孫子市農地利用最適化推進委員規程の一部改正について」です。

改正理由は、刑法の改正により懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されたことから改正するものです。

なお、施行日は令和7年6月1日からとなります。

以上です。

**三須清一会長** 報告第1号から4号について、何かご意見がありましたら挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了しました。

これをもちまして、令和6年第8回我孫子市農業委員会総会を閉会いたします。